

## 奨学金制度について

高等学校に在学する者で、向上心を有しながら経済的理由により就学が困難である者に対する奨学金制度は次のとおりです。

- 1 長野県教育委員会
  - (1) 高等学校等奨学金  
経済的理由で修学困難者に月額 18,000 円貸与
  - (2) 高等学校等遠距離通学費  
通学に係る経費等が月額 8,000 円以上の者に7割を貸与
- 2 市町村の教育委員会で行う奨学金
- 3 福祉事務所で行う母子福祉資金
- 4 その他（交通遺児育英会等）